

申 請

令和 2 年 6 月 1 9 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく
令和 2 年 4 月 1 5 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
宮城県石巻市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県石巻市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月18日に、石巻市の原木しいたけ（露地栽培）1検体から一般食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（190Bq/kg）が検出されたため、同年4月19日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、汚染度の低い原木を県外から導入し、県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回、石巻市内の生産者1名（新規生産者）のほだ場について、県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから、当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ（3検体）は平均値16Bq/kg、最大値19Bq/kgですべて基準値の2分の1以下となり、発生前ほだ木（3検体）についても、平均値4Bq/kg、最大値4Bq/kgであったことから、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県石巻市における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は石巻市と連携し、石巻市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、石巻市内で原木しいたけ生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理の概要

(ア) 原木の管理

- ① 指標値以下の原木を使用する。
- ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。

(イ) 低減対策の実施

- ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面に付けない。
- ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。

(ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査

指標値以下のほだ木を使用する。

(エ) しいたけの検査

一般食品の基準値以下であることを確認する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に石巻市の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は石巻市と連携し、出荷制限解除後の石巻市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な石巻市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた石巻市内の生産者は、宮城県が認証登録を行い、当該生産者及び石巻市に通知する。また宮城県と石巻市は、HPへ承認登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。

宮城県と石巻市は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し、登録を抹消する。

宮城県と石巻市は、JA、直売所、卸売市場等に対し、石巻市産原木しいたけの入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証登録された生産者でないことが判明した場合は、石巻市に報告するよう依頼する。

宮城県と石巻市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

- ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査
1ロットごとに1検体の出荷前検査
- イ 宮城県の定期的検査
出荷期間中に石巻市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに石巻市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

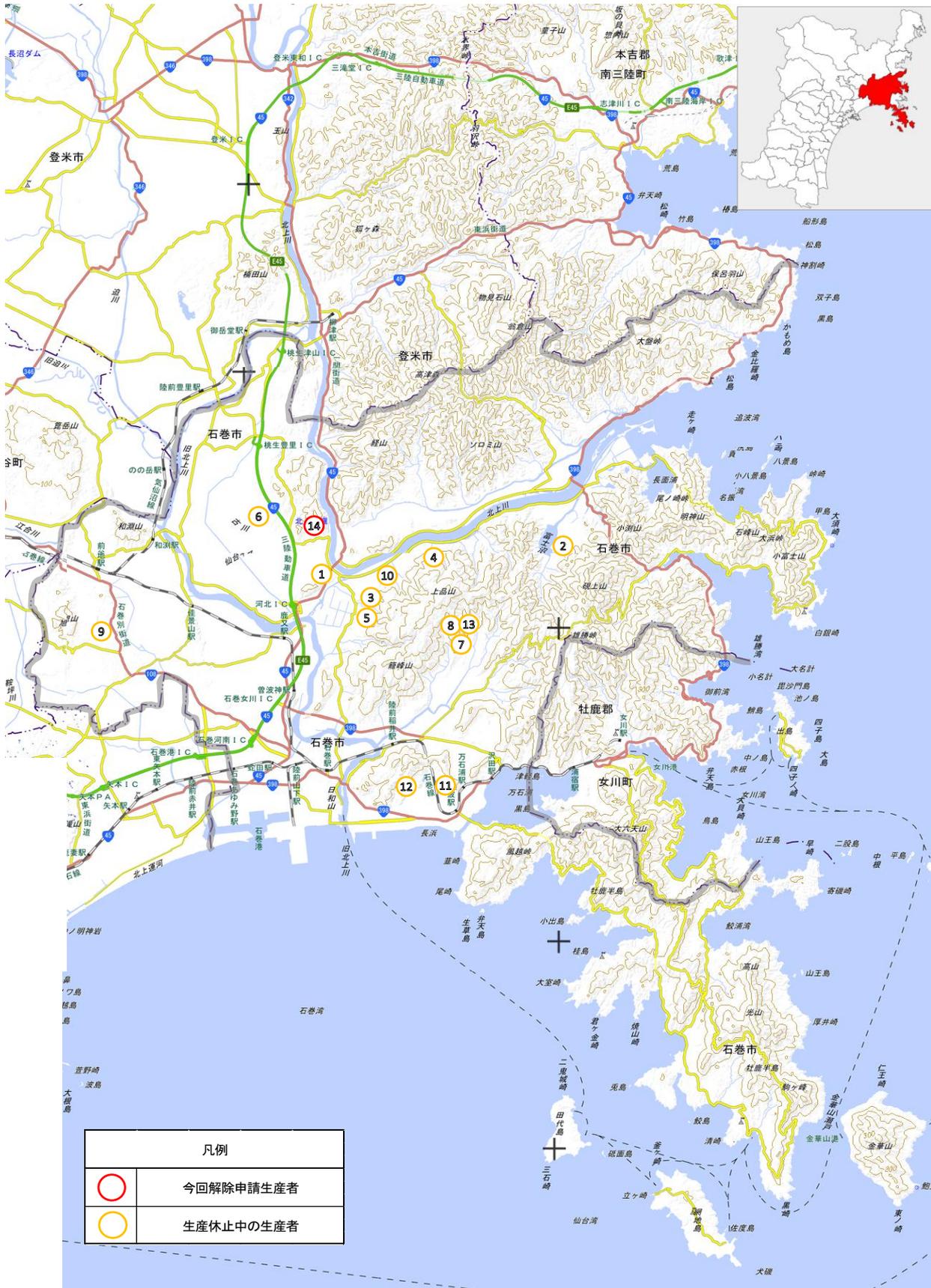
今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

- ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。
- イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。
- ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

宮城県は石巻市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県石巻市 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



平成29年
放射性物質低減のための
原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌

■記録シート(栽培管理を行った証明となりますので、原木の購入や放射性物質の検査、出荷等を行った際に必ず記録して下さい。)

- 栽培管理記録……………【記録シート①】
- 出荷・販売記録……………【記録シート②】
- 栽培管理経費記録 ……【記録シート③】

■チェックシート **必須** は必須項目です。
(行程ごとに実施したものをチェックして下さい。)

- 必須** 原木の管理……………①, ②
- 植菌……………③
- 必須** 購入ほだ木の管理……………④
- 仮伏せ……………⑤
- 本伏せ……………⑥
- 必須** 発生前ほだ木の管理……………⑦
- 発生・休養……………⑧
- 収穫……………⑨
- 必須** きのこの管理……………⑩
- 乾燥……………⑪
- 選別・包装・保管……………⑫
- 共通事項

■作業日誌 (作業を行った日に記載して下さい。)

栽培品目 原木しいたけ(露地栽培)	生産者氏名 河北茶生産加工組合
住所 石巻市飯野字外吉野43	
電話番号 0225-62-1663	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょ。

※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収書等と併せて記録保存しておきましょ。

【チェックシート①～②】放射性物質低減のための原木きのご栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名(河北茶生産加工組合)

1ページ

【伐採・立木購入、購入原木】

H29岩手
ナラ327本

工程番号	工程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
① (必須)	自伐、立木購入 の原木の管理	野外・施設	購入時の確認、取扱 ・指標値(50ba/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの 上に置き、シートで覆いましたか	-				
		野外						
② (必須)	購入原木の管理	野外・施設	購入時の確認、取扱 ・指標値(50ba/kg)以下の原木を使用しましたか ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの 上に置き、シートで覆いましたか	○				シート及びプラスチックパレット の上に保管し、シートで覆った。
		野外						

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑤】放射性物質低減のための原木きのご栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名(河北茶生産加工組合)

【仮伏せの管理】

H29岩手
ナラ327本

3ページ

工程番号	工程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5	
⑤	仮伏せ	空間線量率の測定	野外	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか	—				
		環境整備	野外 (自宅敷地内)	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか	—				
			野外	・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。	—				
		放射性物質量の低減	野外	・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆いましたか	—				
			施設	・ハウス内の清掃・洗浄を行いましたか	—				
				○			ハレット+遮光シート+ポリシート		
				○				ハレット+遮光シート+ポリシート	
				○				水道水を使用	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となりません。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑥⑦⑧】放射性物質低減のための原木きのご栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名(河北茶生産加工組合)

【本伏、発生前ほだ木の管理、発生・休養】

H29岩手
ナラ327本

4ページ

工程番号	工程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⑦ (必須)	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査	野外・施設	○				
		空間線量率の測定	野外	○				
⑥	本伏せ	環境整備	野外	○		落葉等腐食層を除去し、麻袋の敷設を行った。		
			野外	—				
			野外	—				
⑧	発生・休養	放射性物質量の低減	野外・施設	○		麻袋の敷設を行った。		
			施設	—				
			野外	—				
			野外	—				

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート⑨～⑫】放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名(河北茶生産加工組合)

【収穫・検査・乾燥・選別の管理】

H29岩手
ナラ327本

5ページ

工程番号	工程	区分		取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		放射線物質量の低減	野外・施設						
⑨	収穫	放射線物質量の低減	野外・施設	・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管しましたか	—				
⑩ (必須)	きのこの管理	きのこの放射性物質検査	野外・施設	・食品の基準値(100Bq/kg)以下であることを確認しましたか	○				
⑪	乾燥	放射線物質量の低減	野外・施設	・乾燥は機械で行うか、又は日当たりの良い室内で天日乾燥を行いましたか	—				
		環境整備	野外・施設	・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃しましたか	—			乾燥機なし	
⑫	選別・包装・保管	環境整備	野外・施設	・選別・包装は室内で行いましたか	○			青果物出荷調整室にて実施	
		放射線物質量の低減	野外・施設	・包装資材は室内で保管しましたか	○				
			野外・施設	・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃しましたか	○			毎日実施	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【チェックシート共通】放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項に○をしてください。

生産者氏名(河北茶生産加工組合)

【共通の管理】

H29岩手
ナラ327本

6ページ

工程番号	工程	区分	取組事項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
共通	ロット管理 使用機械等の放射性 物質量の低減 トレーサビリテイ対応	野外・施設	・ほだ木のロット管理を徹底しましたか	○				
		野外・施設	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管しましたか	—				
			・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定しましたか	—				

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。
 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲で行いましょう。

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木・きのこの管理) (生産者氏名 河北茶生産加工組合) 2ページ
 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

ロット番号	購入ほだ木管理		きのこの管理		
	産地・業者名	放射性物質濃度 測定年月日	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	放射性物質濃度 測定年月日	
1			① Bq/kg	放射性物質濃度測定 機関	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)
			② Bq/kg	株式会社理研分析センター	① 18Bq/kg
			③ Bq/kg		② 11Bq/kg
2			① Bq/kg		③ 19Bq/kg
			② Bq/kg		
			③ Bq/kg		
3			① Bq/kg		
			② Bq/kg		
			③ Bq/kg		
4			① Bq/kg		
			② Bq/kg		
			③ Bq/kg		
5			① Bq/kg		
			② Bq/kg		
			③ Bq/kg		